

【別表】

1. 強制労働、児童労働の禁止

- ・自らの意思によらない強制された労働(債務労働、囚人労働、奴隷労働を含む)の禁止。
- ・身分証・パスポートの預託など、自由な離職の権利を阻害するような行為の禁止。
- ・国際労働機関（ILO）の定めや国内外の労働に関連する法令の遵守。
- ・就業年齢に満たない児童の雇用禁止、18歳未満の深夜及び危険な環境での就業の禁止。

2. 差別、ハラスメントの禁止および従業員に対する配慮

- ・各国の法令と文化の尊重、人権侵害となる行為の禁止。
- ・人種、国籍、性別、年齢、障がいの有無、宗教など、一切の差別的行為の禁止。
- ・当事者の主観に限らず、社会通念および客観的に不適切と判断される各種ハラスメントの禁止。
- ・顧客や第三者の言動等に起因する従業員の人権侵害の防止と安全確保。
- ・従業員による顧客・取引先等への不適切な言動を防止し、相互の人権尊重を徹底。
- ・人権侵害等に関する相談体制（コンプライアンス相談窓口）の整備。

3. 適正な雇用関係

- ・各国の法令に基づいた雇用契約書の締結。
- ・最低賃金・超過勤務・法令給付など全ての賃金関連法の遵守と適切な賃金の支払い。
- ・能力・適性・成果など合理的な判断要素以外での評価の禁止。
- ・法令に反する金銭的懲罰（罰金等）の禁止。
- ・懲戒は就業規則に基づき適正に運用し、不当な処分の禁止。

4. 従業員の権利保護

- ・各国の法令に基づく団結権・団体交渉権の尊重。
- ・施設利用ルールを用いた団結権および団体交渉権の不当な制限の禁止。

5. 安全で健康的な労働環境の確立

- ・安全衛生管理規程に基づく安全衛生の体制整備および運用。
- ・過重労働防止、メンタルヘルス対策、ストレスチェック等による従業員の健康確保。
- ・各国の安全衛生に関連する法令の遵守。